

4月から開始 「取手市の新しい学校教育三つの取り組み」

小森谷さやか議員 令和5年12月定例会 一般質問資料

問 指導課 ☎内線2041

取手市立中学校の生徒の自死事案について

平成27年11月、取手市立中学校の生徒さんが、学校におけるいじめと不適切な指導により、自ら命を絶たれました。市教育委員会といたしまして、一人の生徒さんのかけがえのない命をお守りすることができなかったことを改めておわび申し上げますとともに、お亡くなりになられた生徒さんのご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、市教育委員会の、ご遺族の皆さまに寄り添おうとしない不適切な対応は、長年にわたり二重のご心労とご心痛をおかけしましたこと、当該中学校平成27年度卒業生ならびに保護者の皆さま、市民の皆さまには、ご不安、ご心配をおかけしましたことを、改めておわび申し上げます。

市教育委員会や市内全小中学校は、二度とこのような悲しい事案を起

こすことのないよう、深い反省のもと、全力で再発防止策に取り組んでいきます。

令和2年1月18日、取手市いじめ問題専門委員会から取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言が示されました。市教育委員会は、再発防止策の全てを厳粛に受け止め、一つ一つの施策にしっかりと取り組んでいきます。子供たちが安心・安全に、健やかな学校生活を送ることができる環境づくりを最優先に、未来を担う「とりでの子」を育てるために、4月から、「取手市の新しい学校教育三つの取り組み」を進めていきます。

令和2年3月 取手市教育委員会

新しい三つの取り組み

全員担任制(中学校)、チーム指導(小学校)の導入

複数の教員がさまざまな視点で児童生徒を見ることで、小さなサインや変化に気付けるようになります。

◆全員担任制(中学校)

担任を固定せず、学年の教員が交代で担任の業務を行います。学級を担当する教員が代わるサイクルは、数日・1週間・2週間・1カ月など、そのときの学年・学級の状況に応じて変わります。また、生徒・保護者が相談しやすい教員を選んで面談ができるようにします。

※開始初年度は1・2年生を対象とし、3年生は進路指導を考慮し、令和3年度から導入します

◆チーム指導(小学校)

学校や地域、学年・学級の状況、児童の発達段階に応じて、一部の授業、朝の会、帰りの会などを、学級担任以外の教員も担当します。学級担任以外の教員が担当する時間を、発達段階に応じて低・中・高学年と徐々に増やしていくことで、中学校の全員担任制にスムーズにつなげられるようになります。

教育相談部会システムの導入

全小中学校に教育相談部会を新たに設置し、全員担任制、チーム指導で気付いた児童生徒の悩みや困りごとなどを、定期的で開催する教育相談部会で具体的な対応などを協議し、対応していきます。教育相談部会には、学校の管理職・教育相談担当教員・養護教諭や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職員も参加し、アセスメント・プランニング*をした上で、教職員がチームで児童生徒の相談・支援を行います。

*アセスメント…児童生徒の情報を集め状況を把握する
プランニング…アセスメントに基づいて支援計画を立てる

2学期制の導入

学期の期間が長くなるので、学校教育活動に余裕が生まれ、児童生徒の負担が減り、じっくりと学習に取り組むことができます。教員は児童生徒に向き合う時間が増加し、児童生徒の成長をきめ細やかに見守ることができま



2学期制のスケジュール

第1学期
4月1日～10月第2月曜日

第2学期
10月第2月曜日の翌日～3月31日

*長期休業日(学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日)に変更はありません。令和2年度は東京オリンピックの開催による祝日(スポーツの日)変更のため、第2学期の始業式は10月12日(月)に行います

「全員担任制」学ぶ講演会を開催

1月14日、取手ウェルネスプラザで麹町中学校(東京都千代田区)の工藤勇一校長を招き「全員担任制」に関する講演会・意見交換会を開催しました。小中学校教員など約70人が参加し、学校への導入について考えました。

工藤校長は、全員担任制の効果について説明。その後、同氏を交えて意見交換会を行いました。



「全員担任制」を導入している先進校の講演を聞く小中学校教員

「広報とりで」2020年3月15日号2ページより引用。赤線・赤枠は小森谷による。

(https://static.ibaraki-ebooks.jp/actibook_data/20200313_toridecity_no1289/HTML5/pc.html#/page/1)

取手を舞台とした文芸作品で有名なものに、長谷川伸の戯曲「一本刀土俵入」(中央公論昭和6年6月号)があります。
親方から追放された相撲取り駒形茂兵衛は、取手宿の安孫子屋の二階から、くし・かんざし・巾着ぐるみ有り金全部をお薦からもらい受けます。
作者の長谷川伸は、明治17(1884)年に横浜に生まれました。父親が事業に失敗したため、小学校を中退して働き、やがて新聞記者として、文筆活動を始めました。話題作を次々と発表して股旅ブームを起し、昭和38(1963)年に79歳で亡くなりました。
絵は、昭和6年の「一本刀土俵入」初演時の舞台の書割(背景画)です。作者の小村雪岱は、東京美術学校(現在の東京芸術大学)で日本画を学び、舞台美術などの分野でも活躍しました。
二本刀土俵入の舞台装置を引き受けた小村雪岱が取手を訪ねると、長谷川伸の設定にそっくりな茶屋旅館を目にしたそうです。しかし作者の長谷川伸は、

ふるさと探訪 120

「一本刀土俵入」と取手

問 埋蔵文化財センター ☎73-2010

■平成20年から連載してきた「ふるさと探訪」は、今回で終了となります。ご愛読ありがとうございました。愛読者がとっさになりました。



小村雪岱が描く「一本刀土俵入」の舞台装置の原画(所蔵・写真提供 埼玉県立近代美術館)

安孫子屋のモデルは三州田原の木戸屋という宿屋だったと、随筆「生きていく小説」に書いています。三州田原は現在の愛知県田原市で、かつて長谷川伸は、土木仕事でこの地の宿屋だった木戸屋に滞在していました。
長谷川伸が思い描いた三州田原の木戸屋にそっくりな宿屋が、取手にもあったようです。

教職員相談窓口「先生たちのほっとLINE」の開設について

別紙

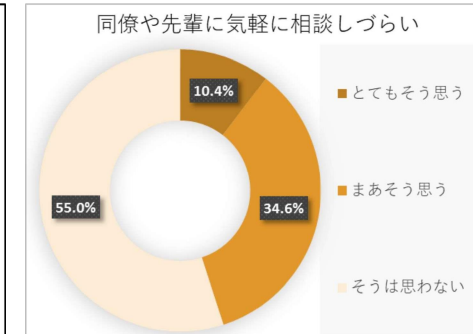
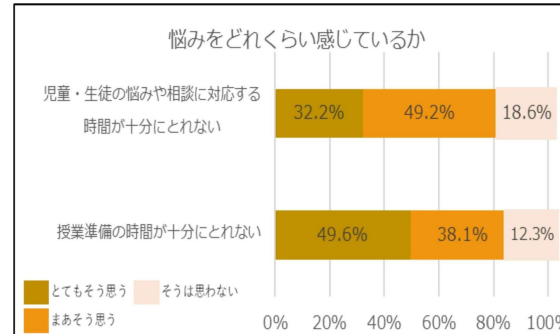
1 背景

◇「教職員アウトリーチ型相談事業」(令和4年度～)

- (1) 実施方法
臨床心理士等の相談員が学校を訪問して面談
(一人当たり年1～2回)
- (2) 令和5年度対象者
 - 希望した小・中学校に所属する全教職員
 - 小学校の全新規採用教員等

○相談者は、業務の多忙感、人間関係の悩み、学習指導や生活指導上の悩み、保護者との関係等、多様な悩みを抱えている

◇「都立学校教員勤務実態調査」(令和4年10,11月)

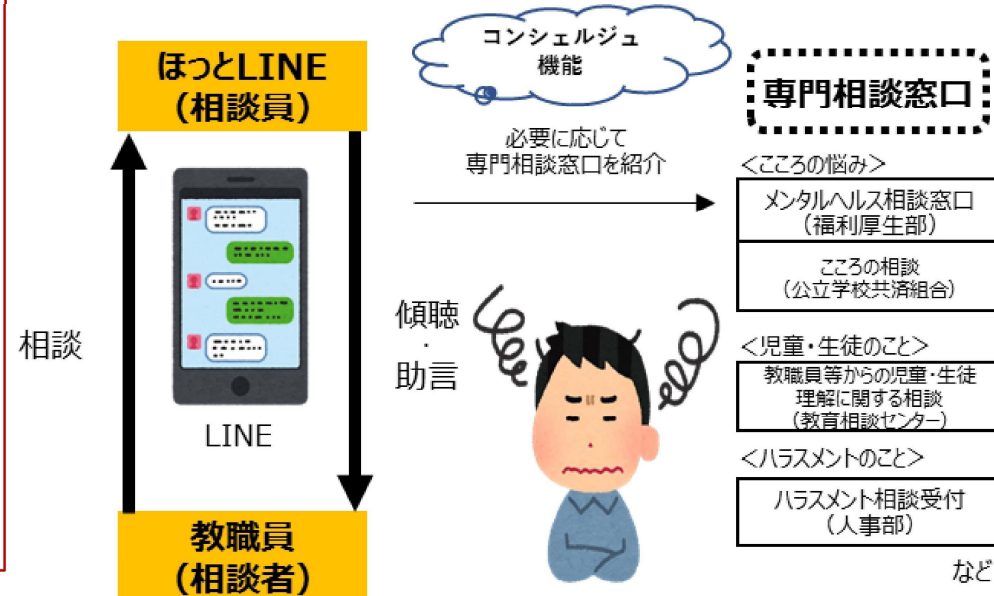


- 児童・生徒の悩みや相談への対応や、授業準備に時間がとれないと悩んでいる教員が8割
- 同僚や先輩に気軽に相談しづらいと感じている教員が4割

2 事業概要

- (1) 実施方法
無料通話アプリ「LINE」を通じて匿名で相談
- (2) 対象者
令和5年度アウトリーチ型相談事業対象者 約11,000人
 - 希望した小・中学校に所属する全教職員 約9,000人
 - 小学校の全新規採用教員等 約2,000人
- (3) 相談員
臨床心理士等
- (4) 相談内容
職場の人間関係、仕事の悩み等
- (5) 実施期間
令和5年12月1日(金)から
令和6年3月30日(土)まで
- (6) 実施時間
月曜日から土曜日(祝日を含む)
午後3時から午後9時まで

教職員が気軽に業務上の悩みを日常的に相談できる窓口を設け、モチベーションを維持し、メンタルヘルス不調を未然に防止



ケーション支援従事者等と連携し、障害者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(施策の策定方針)

第7条 市長は、手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、次に掲げる施策を策定するものとする。

(1) 手話等コミュニケーション手段に関する必要な情報提供その他の手話等コミュニケーション手段を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策

(2) コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充及び処遇の改善その他のコミュニケーション支援従事者等の確保に関する施策

(3) その他手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策

2 市長は、前項に規定する施策を策定する場合には、明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3 市長は、第1項の規定による施策を策定した場合は、当該施策を明石市障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 手話言語の確立

(手話を学ぶ機会の提供)

第9条 市は、ろう者、手話通訳者、公的機関及び事業者と協力して、市民に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

2 市は、公的機関及び事業者が手話に関する学習会等を開催する場合において、当該学習会等を支援するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 市は、ろう者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信を推進するものとする。

2 市長は、市が主催する講演会等に手話通訳者を配置するものとする。

3 市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院その他の市長が適当と認める団体が主催する講演会等に手話通訳者を派遣するものとする。



あかしし しょうがい ひと ひと だれ す めざ
 明石市では、障害のある人もない人も誰もが住みやすいまちづくりを目指す
 とく じゅわ げんご みと しょうがい ひと
 取り組みのひとつとして、手話を言語として認め、障害のある人のコミュニ
 ケーション（話し合い）を促進する条例（市による取り決め）ができました。

あかしし じょうれい ないよう が
明石市の条例には2つの内容が書かれています



じょうほう 情報
 コミュニ
 ケーション

1 しゅわ げんご みと 手話を言語として認める **手話言語**

しゅわ どくじ ご ぶんほうたいけい も げんご
 手話が独自の語いや文法体系を持った言語で
 さいにんしき うえ あることを再認識した上で、いろ
 いろな方法で手話と手話への理解
 しょうほう しゅわ しゅわ りかい
 を広めていきます。

2 いろいろな コミュニケーションの支援 **しえん**

しゅわ ようやくひっき てんじ おんやく しょうがい
 手話や要約筆記、点字、音訳など、障害があ
 る人に必要ないろいろなコミュニケーション
 ひと ひつよう 手段を選べるようにしていきます。また、そ
 れぞれの支援者を育てて増やしていきます。

あかしし とく しえん つぎ
明石市が取り組んでいるコミュニケーション支援は次のページ

あかしし つぎ めざ
明石市はさらに次のステップを目指していきます

3 しょうがい ひと 障害のある人への 差別をなくす条例

へいせい ねん がつ せいてい
 平成28年3月に制定し
 つうしょう しょうがいしゃ
 ました。（通称「障害者
 はいりょじょうれい
 配慮条例」）

4 ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
 しえん じよせいせいど を支援する助成制度

だれ ごうりてきはいりよ ていきょう
 誰もが合理的配慮を提供
 かんきょう すす しやすい環境づくりを進
 めていきます。

5 しょうがい ひと じりつ 障害のある人の自立
 しゃかいさんか じつげん と社会参加の実現

明石市が取り組んでいる 障害のある人へのコミュニケーション支援

市内すべての小学校で 手話教室を開催

平成27年度から29年度の3年間、また30年度からは2年間で、市内全市立小学校(28校)の4年生を対象に手話体験教室を実施しています。明石ろうあ協会に協力してもらい、ろう者と手話通訳者が講師となって、手話だけでなく、ろう者の生活

やコミュニケーション
ことを理解して
もらえるよう内容
を工夫して行って
います。



手話通訳士の資格を持った 正規職員の採用

コミュニケーション支援の推進など、市が障害のある人のために行ういろいろな取り組みをさらに充実させるために、手話通訳士の資格をもった人を、正規職員として採用しました。手話通訳士として、職員研修や小学校での手話教室などで講師役をつとめるのはもちろん、支援者の立場から、障害のある人が必要としていることを市のコミュニケーション支援などの施策に盛り込んでいきます。



手話検定などを活用した 職員手話研修の実施

職員向けの手話研修として手話基本研修と手話中級研修を実施しています。さらに希望する職員には手話検定の受講料を助成する制度を平成27年度から行っています。ほかに、「職員のためのやさしく学べる手話動画」を作成するなど、職員が率先して手話をもつにつけられるようにしています。



コミュニケーション 支援体制の充実

地域で安心してコミュニケーションできるよう、会議や行事、医療機関など、必要な場所に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。聞こえない人だけでなく、聞こえる人や団体も利用申請ができます。国が示している「意思疎通支援事業に関するモデル要綱」を参考に意思疎通支援実施要綱を改正し、市民だれもが積極的にコミュニケーションできる環境をめざして制度の周知を行っています。



しゅ わ
手話

ようやくひっき
要約筆記

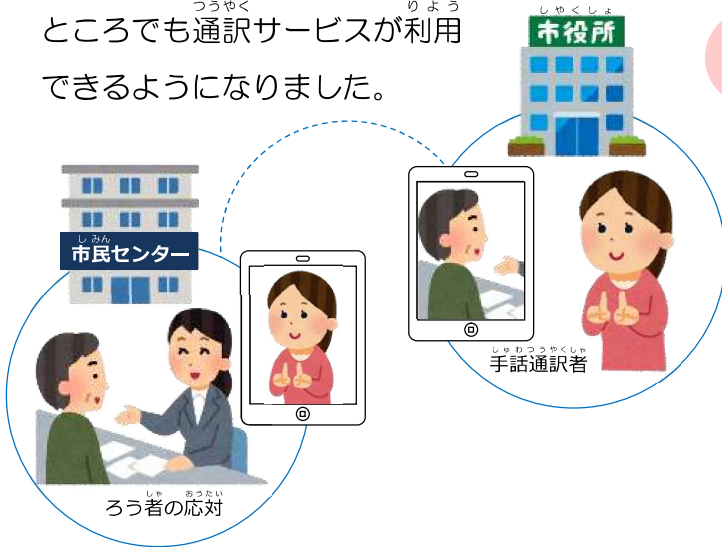
てん じ
点字

おん やく
音訳

そのほかの
し えん
支援

タブレット端末を使った 遠隔手話通訳サービス

市役所と市民センターをタブレット端末の
テレビ電話でつないで、手話通訳者がいない
ところでも通訳サービスが利用
できるようになりました。



いろいろな表現による 情報の提供

手話言語・障害者コミュニケーション条例
や障害者配慮条例について意見を募集した
ときは、説明書類にルビをふったものを用意
したほか、点字や音声による案内も用意しま
した。平成27年4月に障害のある人への
差別について事例を募集したときは、わかり
やすい表現による説明文を用意しました。

わかりやすい表現の例

- 必要事項を → ● 必要なことを
ご記入ください → 書いてください
- 留意事項 → ● 気をつけること
- 配慮 → ● 人への気くばり



合理的配慮を提供するための 環境整備の推進

飲食店などに点字メニューや筆談ボードを
用意するための費用を市が助成する制度を
実施しています。民間事業者が合理的配慮
を提供しやすくするための環境整備を支援
するだけでなく、「コミュニケ
ーションを支援する合理的
配慮にはこういったやり方
があります」ということを
具体的に紹介しています。



施策推進協議会の開催

明石市手話言語等コミュニケーション施策
推進協議会を開いて、障害のある人や支援
する人からも広く意見をきいて、市役所が取
り組むことを決めていきます。障害のある
人への差別をなくす取り組み
についても、この協議会
でも話し合って、コミュ
ニケーション支援のいろ
いろな対応方法を決めて
いきます。



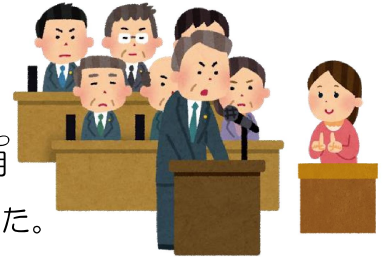
明石市は、障害のある人もない人もともに安心して暮らすまちづくりを目指しています。

あかしししょうがいひととく 明石市は障害のある人とともに取り組みます

ちょうかくしょうがいひとしゃしぎかいぎいんとうせん 聴覚に障害のある人（ろう者）が市議会議員に当選

へいせい
平成
27年
4月

へいせい ねん がつ じっし どういつちほうせんきょ あかししぎかいぎいんせんきょ
平成27年4月に実施された統一地方選挙・明石市議会議員選挙において
うまれつきみみきこえないろう者が当選し、現在2期目を
つとめています。市議会では、議場に手話通訳者を配置する
など、ろう者ととも議会を運営していく上で必要な情報・
コミュニケーション保障を行っています。また、令和3年8月
より、本会議中継に手話通訳のワイプ画面が組み込まれました。



しょうがいひとしえんとうろん 障害のある人へのコミュニケーション支援について討論

ししゅさいじんけんけいはつしょうがい
市が主催する人権啓発イベント「あかしヒューマンフェスタ」において、障害のあ
る人へのコミュニケーション支援をテーマとしたパネルディスカッションを行いま
した。障害がある人となない人がコミュニケーションを
とることもたくさんあります。明石市の条例が障害の
ある人だけでなく、すべての人に関係する条例であるこ
とをあらためて確認する機会になりました。



へいせい
平成
27年
11月

しかくちょうかくしょうがいひとひなんくんれんじっし 視覚・聴覚に障害のある人たちと避難訓練を実施

しかくちょうかくしょうがいひとさいがいときこうどうかくにんひなんしよ
視覚や聴覚に障害がある人とともに、災害の時の行動を確認し、避難所でのコミュ
ニケーションについて参加者も職員も共に考える内容の避難訓練を実施しました。
参加者は、視覚に障害がある人の訓練では、支援者が誘導や状況を説明しながら
避難しました。また、聴覚に障害がある人の訓練では、避難所
職員と筆談ボードなどを使ってコミュニケーションをとった
り、避難所に手話通訳者の派遣を要請するなど、実際の災害時
を想定した訓練を行いました。その後、一緒に訓練を振り返
り、災害の時にどう対応するべきかなど、意見交換を行いました。



とあ
お問い合わせ

あかしししょうがいふくしかしょうがいしゃせさくたんと
明石市 障害福祉課 障害者施策担当
でんわ
電話078-918-5142 ファックス078-918-5048

メール shoufuku@city.akashi.lg.jp

へいせい
平成
31年
1月・3月